

(別紙1)

仕様書

1 委託業務の名称

思いやりの運転県おおいた宣言企業 PR リーフレット・動画制作及び配信業務委託

2 委託業務の目的

本業務は、交通安全に積極的に取り組む企業を「思いやりの運転県おおいた宣言企業」(以下、「登録企業」という。)として広く周知し、業界内における交通安全意識の向上及び県民への良好なイメージの定着を図ることを目的とする。

3 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日(水曜日)まで

4 委託業務の内容

(1) 対象となる登録企業

本業務で取り上げる登録企業は、以下の4企業とする。

- ・登録企業A(業種:建設業、所在地:大分市)
- ・登録企業B(業種:運送業、所在地:大分市)
- ・登録企業C(業種:運送業、所在地:中津市)
- ・登録企業D(業種:製造業、所在地:大分市)

(2) 取材・撮影業務

ア 登録企業の取組内容やメッセージを深く理解し、制作に反映させるため、各企業への取材及び撮影を行うこと。

イ 取材・撮影の日程調整については、登録企業及び委託者と協議のうえ決定すること。

ウ 取材・撮影の際は、委託者と同行すること。

(3) リーフレットデータ制作

ア 登録企業ごとに、その取組やメッセージを盛り込んだリーフレットを企画・デザインし、制作すること(計4種類)。

イ 仕様はA3判二つ折り(仕上がりA4サイズ、4ページ構成)とすること。

ウ デザイン、文章構成、レイアウト等の企画案を提示し、県と協議のうえ確定させること。

エ 各業界団体等への配布を想定しているため、それらの環境に適合する構成とすること。

オ 印刷用およびデジタル配布用の編集可能な元データを納品すること。

(4) 動画によるプロモーション(広告配信)

ア 登録企業ごとにPR動画を制作し、SNS広告等によるプロモーション計画を策定・実施すること。

イ 配信期間は、12月1日から2月28日までとすること。

ウ 広告の配信対象は、大分県内に居住する者(性別・年齢を問わず全世代)とすること。

エ 媒体選定、ターゲット設定、配信頻度、期間、効果測定・改善策を含め具体的に提案・実施し、月次報告書を作成・提出すること。

オ 制作した動画は、広告だけでなく県公式 Web サイトや SNS 等での掲載を見据え、県側で編集・利活用可能な権利を取得すること。

5 成果物の提出

受託者は、業務完了後、速やかに業務実施報告書を作成するとともに、本業務で制作した成果物を委託者へ提出すること。

なお、成果物については、以下のとおりとする。

- ・リーフレットデータ（登録企業ごとの印刷・デジタル双方の編集可能な元データ）
- ・動画データ（登録企業ごとの標準フォーマット及び制作素材の編集元データ）
- ・広告配信運用計画書
- ・効果測定・運用改善報告（月次及び最終報告）

6 成果物の著作権等

- （１）成果物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）、所有権及び利用権は、原則として委託者に帰属するものとする。
- （２）受託者は、委託者及び委託者が指定する者に対し、成果物に係る著作権人格権を行使しないものとする。
- （３）成果物が第三者の知的財産権（著作権、商標権、特許権等）を侵害していないことを保証するものとし、万一、第三者との間で紛争が生じた場合は、受託者の責任と負担において解決を図ること。

7 留意事項

- （１）提案に当たっては、広報手法及び実施スケジュールを具体的に示すこと。
- （２）本業務の実施に当たっては、委託者と必要な協議及び打合せを十分に行い、その指示に従って作業を進めること。
- （３）提案内容の全てを実施することを確約するものではない。実施内容及び契約金額は、企画提案内容を基本として、委託者と受託者が協議のうえ決定する。
- （４）本業務の実施に当たり、使用する画像等の著作権・使用权等の権利については、受託者において使用許可等を得ること。これらを怠ったことにより権利侵害が生じた場合は、受託者がその一切の責任を負うものとする。
- （５）本業務の実施に当たり、業務全体を統括する責任者を配置すること。また、業務工程表を作成し、委託者へ提出すること。
- （６）本仕様書に定めのない事項については、受託者は委託者と協議し、その指示に従うこと。

I 本業務に伴い開設するランディングページ等のウェブサイトに関する事項

1 Google Analytics のアカウント管理に関する業務

- (1) 本業務に伴い開設するランディングページ等のウェブサイト（以下、「本業務関連ウェブサイト」という。）には、「本業務用 Google Analytics（Google Analytics 4 プロパティとする。）」、「Google Search Console」の導入を必須とする。
- (2) 「本業務用 Google Analytics」上で、本施策における目標・イベント設定等を行うこと。また、最終レポートには、結果の分析・改善策を必ず記載すること。
- (3) Google Analytics 等、各種アカウントの作成時には、内容について大分県の承認を得ること。また、本業務において作成したアカウントについては、事業完了後に一切の権利を大分県に譲渡すること。
- (4) プライバシー保護への配慮の観点から、本業務関連ウェブサイトには、取得するユーザーデータ等に適したプライバシーポリシーを作成し、公開すること。

2 大分県 Google タグマネージャーによるタグ活用・コンテナ管理に関する業務

- (1) 本業務関連ウェブサイトには、各種計測タグ、リマーケティングなどの施策に関わるタグを導入する際は、大分県が別途指定する「大分県 Google タグマネージャー」を活用し、本業務用のコンテナ内でその管理を行うこと。
- (2) 受託者は、施策におけるタグ活用が確実に行われるよう、「大分県 Google タグマネージャー」でのタグ、トリガーアクションの設定及びタグの発火テストを実施し、その内容を大分県に報告すること。
- (3) 各種設定には、内容について大分県の承認を得ること。また、「大分県 Google タグマネージャー」での設定については、事業完了後に一切の権利を大分県に譲渡すること。

II ウェブ広告の実施に関する事項

1 適正なデジタルプロモーションの実施

- (1) 「本業務用 Google Analytics」で施策効果を取得するため、大分県が別途指定するルールに基づき、各広告媒体タグのパラメータを設定及びデータの蓄積を行うこと。
- (2) 本業務に関連するウェブサイトには、同ウェブサイト内に大分県が指定するリマーケティングタグを設定し、訪問者データを蓄積すること。なお、タグの設定は、原則として「大分県 Google タグマネージャー」のコンテナ内で行うこと。
- (3) 広告運用開始後一週間以内に、本業務において取得すべきデータが取得できていることを確認し、大分県へ報告すること。

2 Google 広告を利用する場合

- (1) 大分県公式の MCC (マイククライアントセンター) 及び「本業務用 Google Analytics」とリンクすること。
- (2) 大分県が今後もデジタルプロモーションを行うことを鑑み、Google 広告アカウント及び「本業務用 Google Analytics」それぞれで、効果的と考えられるオーディエンスリストを設定し、大分県公式の MCC と共有すること。
- (3) Google が提供する無料調査 (「ブランドリフト効果測定」等) が利用できる場合には、大分県とその調査項目等を協議の上、必要に応じて調査を実施すること。

3 SNS 広告を利用する場合 (Facebook、Instagram、Twitter、TikTok、LINE 等)

- (1) 大分県公式 SNS のビジネスマネージャーや大分県が別途指定する SNS ページに広告アカウントをリンクすること。または、SNS 広告の運用状況の確認が出来るよう、大分県に対してアナリストの権限を付与すること。
- (2) 大分県が今後もデジタルプロモーションを行うことを鑑み、リマーケティングリストやオーディエンスリストの作成が可能である場合には、その設定を行い、大分県公式 SNS のビジネスマネージャーへの共有やアカウント引継ぎなど、事業終了後において大分県が活用可能な状態とすること。
- (3) 効果測定において、SNS プラットフォーム (Facebook、Instagram、Twitter 等) が提供する無料調査 (「ブランドリフト効果測定」等) が利用できる場合には、大分県とその調査項目等を協議の上、必要に応じて調査を実施すること。

4 動画制作・動画広告を実施する場合 (Youtube 等)

- (1) 動画視聴に関するデータや効果的な広告手法を検討するため、Google 広告を利用する場合は、YouTube チャンネルと Google 広告アカウントをリンクさせること。
- (2) 大分県が今後もデジタルプロモーションを行うことを鑑み、動画視聴者のアクセス情報 (動画視聴者リマーケティングリスト等) を蓄積すること。
- (3) YouTube を利用する場合、YouTube チャンネルへの掲載にあたっては、動画タイトル、動画説明文、タグ、カテゴリ、公開範囲及びサムネイル等の必要な設定を行うとともに、効果的な SEO 対策を行うこと。
- (4) 無料調査 (「ブランドリフト効果測定」等) が利用できる場合には、大分県とその調査項目等を協議の上、必要に応じて調査を実施すること。

5 その他

- (1) 広告運用に利用する各媒体の規約、プライバシーポリシーを遵守すること。
- (2) 事業実施により取得したデータと受託者が保有する情報を結びつけて、個人情報 (個人データ) とならないように留意すること。